

横田先生にいつでも相談ができるようになりました！

診断書が状況や申請書類に照合できず、
診断書の記載内容に問題があるように思われます。

障害認定日の診断書では、
①欄「身体的な就労に支障がある」とある。
請求日の診断書では、
②イ欄「定期的な社会参加が困難な状況にある」とある。
③欄「今後も定期的な社会参加は困難となる可能性が高い」となっています。

言葉尻だけだと見えそうですが、「困難」と「妨げる」と表現が軽いということは症状も軽いということになってしまいます。

そのため、障害認定日の診断書も
「これから定期的な社会参加は困難となる可能性が高い」ということに

同じ医師が作成していますので、表現を変えているということは

- ・横田先生に実務の質問ができるチャットワークです
- ・希望者のみのサービスになります
- ・横田年金社労士事務所様との直接のご契約になります



チャットワーク顧問とは？



チャットワークとは？

Chatwork株式会社が提供するクラウド型ビジネスチャットツールです。
メッセージのやりとりだけでなく、タスク管理やファイル共有も可能です。
アプリもあるため、スマホでもやり取りが便利です。

全件横田先生が
ご回答いたします

質問の回数制限は
ありません

他事務所の質問も
見ることができます



▶このような事務所様におすすめです

- ☑ 受任はしているが、今の案件の進め方がわからない
- ☑ 不安なので横田先生に確認したい
- ☑ 案件を調べる時間を短縮したい
- ☑ スタッフが相談できる環境を作りたい
- ☑ 気軽に相談できる相手が欲しい

講師紹介

横田年金社労士事務所
横田 眞治 先生

2010年社会保険労務士試験合格後、**日本年金機構で障害年金に携わる**。額改定申請審査を1年、新規請求者の申請審査を3年半担当。元日本年金機構職員として培った経験知識で請求を強力にサポート。日本年金機構で障害年金の審査に携わってきた経歴を持つ社会保険労務士。審査する側にいたからこそ、ポイントを押さえた請求書類の作成が可能。請求者の負担を減らし、受給に結び付けることで、前向きな毎日を導く。



実際の画面

【障害年金分科会】横田先生 相談チャットワーク（船井総研）

横田眞治 さん
先生

12月2日 9:57

概要
<チャットワーク疑問って何?>
★横田先生に実務の質問ができるチャットワークです
★質問回数の制限はございません
★費用は月2.5万円(税別)です
となります

横田先生からの回答

確かに急性大動脈解離と糖尿病とは医学的には関係があると言われていますが、障害年金の取扱上では相当因果関係なしとされると思われます。

したがって、急性大動脈解離の初診日は令和元年8月14日・糖尿病の病歴就労状況等申立書の作成は不要、と思われます。

以上、よろしくお願いします。

横田眞治さん
横田先生

お世話になります。重訪問です。
急性大動脈解離で請求します。
診断書の既往症欄に糖尿病と記載があるため、糖尿病の病歴申立書の作成が必要になるのでしょうか？
大動脈解離の原因は糖尿病も関係すると言われているため、初診日が令和1年8月14日より前になるのでしょうか？
お忙しいところ恐れ入りますが、おしえてください。
参考に受証と診断書を添付します。

12月2日 10:26

現在タスクはありません

チャットワークのルール

- ★相談時には個人情報をご削除ください
例：氏名・住所・電話番号・生年月日・病院名・施設名・医者の名前など
- ★スタッフさんも参加可能です
- ★横田先生の回答には少しお時間をいただく場合がございますのでご了承ください
- ★あくまでも横田先生の見解のため、障害年金が不支給になった場合は責任が取れませんのでご了承ください
- ★事務所外でのアカウントの貸し出しは禁止をしております

お支払いについて

- ★横田年金社労士事務所様とのご契約になります
- ★横田先生より契約月の末日に請求書をお送りします
- ★請求書一括払いになります
- ★契約期間中の解約は返金できません
- ★契約期間は6カ月もしくは1年間です
1カ月前に申し出がない場合は自動更新になります
- ★日割りでの契約は出来ませんのでご注意ください

お申込み

